

## 利用規約

### 第1条 趣旨

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE（以下「本施設」といいます）の会員に対し、本施設の利用にあたり遵守する必要がある規則を定めるものとします。

### 第2条 利用目的

本施設は、会員である個人又は法人が、スタートアップとものづくりをはじめとする地域の企業（以下「ものづくり企業等」といいます）の共創を生み、将来的な地域産業の振興に貢献することを目的に利用するものとします。

### 第3条 施設の利用者（会員）

- (1) 会員：本施設の利用に当たり必要となる情報を登録した者
- (2) 利用可能なサービス及び利用料金：＜各種会員が利用可能なサービス及び利用料金＞のとおり

### 第4条 利用開始手続き

- (1) 公式ホームページより会員情報（※1）を入力
  - (2) 会員情報を基に本施設の職員（以下「事務局」といいます）が入会審査及び必要に応じて面談を実施し、入会審査結果メールを配信した上で、アプリ上で QR 会員証を発行します。
  - (3) 初回利用時、受付で QR 会員証と身分証等を提示（2回目以降の利用時は QR 会員証のみ提示）
  - (4) 利用開始
- ※1 会員情報は本施設について、利用状況を把握し、サービスを改善すること、および会員への各種案内のために使用します。

### 第5条 施設の利用方法

- (1) 本施設は、スタートアップとものづくり企業等の共創を生み、将来的な地域産業の振興に貢献することを目的とする、産業共創に意欲のある人材が交流する場として利用することができます。

<利用の例>

- ・ スタートアップ支援専門家への相談
- ・ 体験展示スペースでの製品・サービスの展示
- ・ イベント等の各種企画への参加
- ・ コミュニケーションスペースを使用する利用者企画イベントの開催

- ・ コワーキングスペースを利用した作業等
- ・ 会議室を利用した会議等

## (2) 禁止事項

- ① 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為
- ② 営利目的の利用（実費相当額の参加費を徴する場合は、営利目的とはみなしません。）や政治的・宗教的活動などに利用する行為
- ③ 反社会的勢力の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる行為
- ④ 施設等を損傷するおそれがあると認められる行為
- ⑤ 利用承認等を受けた以外の施設に立ち入り、又は附属設備及び備品を利用する行為
- ⑥ その他当施設の管理運営上支障があると認められる行為
  - ・ 引火物、爆発物その他危険物等を持ち込むこと
  - ・ 騒音、怒声、暴力行為等の他人に迷惑又は危害を及ぼす行為
  - ・ 汚物、紙片等を散乱又は投棄し、若しくは施設の安全衛生を損なう行為

上記のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しない、又は利用の承認を取り消し、もしくは施設の利用を制限し、あるいは停止することがあります。この場合も、既に納入いただいた利用料金は返還しません。

- (3) 利用承認後、墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者に該当することが判明した場合は、会員から除名とし、会員申請承認を取り消し、会員名簿から削除致します。この場合も、既に納入いただいた利用料金は返還しません。
- (4) 利用承認後、利用者の都合により利用内容を変更又は利用を取消す場合は、所定の「SIC利用変更（取消し）承認申請書」を提出ください。
- (5) 利用承認後、利用者の都合により施設の利用内容を変更又は取消す場合は、既に納入いただいた利用料金は返還しません。
- (6) 利用者は、その利用を終了したとき（利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復して返還しなければなりません。
- (7) 本施設で行う会員の活動の内容について、墨田区職員及び事務局が必要に応じて調査・確認することがあります。

## 第6条 会員の義務

会員は、本施設での活動上知り得た情報を、本施設外の第三者に開示、又は漏洩してはい

けません。会員でなくなった後も同様とします。但し、事務局と会員の協議により承認を得た場合はこの限りではありません。

## 第7条 知的財産の取扱い

本施設での活動における発明、考案、新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号、その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報については、会員及び関係機関との協議に基づき取扱いを決定することができます。

## 第8条 開場日・利用可能時間

- ・ 平日：10時～21時
- ・ 土日・祝日：10時～18時

注1) 年末年始期間(12月29日～1月3日)は閉場日

注2) 各種企画・事業等開催中は利用が制限されます。また、このほか、施設管理上の都合等により臨時閉場日を設定する場合があります。開場の状況は公式ホームページで確認ください。

## 第9条 スタートアップ支援専門家への相談方法

- ・ 確実な相談実施のため、事前予約を推奨します。(事前予約済みの方を優先して対応するため、予約なしの場合、相談の時間を取れないことがあります。)
- ・ 相談希望日におけるスタートアップ支援専門家相談可能時間帯は公式ホームページ又はアプリで確認ください。

## 第10条 会議室の利用

- ・ 最低2名以上で実施する会議や打ち合わせに利用できます。
- ・ 利用を希望する場合には、アプリから予約するか、又は受付に申し出てください。
- ・ 1回あたりの利用時間は2時間までを基本とします。

## 第11条 会員サービスの終了

- (1) 墨田区は、会員に事前通知をした上で、会員サービスを終了することができます。その場合には、会員サービスを終了する1ヶ月前までに本施設での掲示及び公式ホームページにて告知することとします。
- (2) 墨田区は、サービス提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとします。

## 第12条 規約の改定

- (1) 本施設は、一定の周知期間(1ヶ月間)を設けることにより、本規約、関連諸規則

を変更できるものとし、会員はこれを承諾するものとし、この期間中、本施設内及び公式ホームページ等で変更事項を提示するものとし、

(2) 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとし、

### 第13条 その他

本規約のほか、公式ホームページの掲載情報や施設内の掲示、受付スタッフからの説明等に従って施設を利用してください。

<各種会員が利用可能なメニュー及び利用料金>

#### 【正会員（スタートアップ会員（法人/個人））】

○ 利用料金

有料 ※1

○ 利用可能なサービス

- ・ スタートアップ支援サービスの利用
- ・ スタートアップ支援専門家への相談
- ・ 体験展示スペースでの製品・サービスの展示
- ・ イベント等の各種企画への参加
- ・ コミュニケーションスペースを使用する利用者企画イベントの開催
- ・ コワーキングスペース等の利用
- ・ 会議室の利用

#### 【正会員（区内事業者会員（法人/個人））】

○ 利用料金

有料 ※1

○ 利用可能なサービス

- ・ スタートアップ企業との交流促進・マッチング
- ・ スタートアップ企業との共創（協業連携）
- ・ 体験展示スペースでの製品・サービスの展示（※指定期間のみ可能）
- ・ イベント等の各種企画への参加
- ・ コミュニケーションスペースを使用する利用者企画イベントの開催
- ・ コワーキングスペース等の利用
- ・ 会議室の利用

#### 【準会員（法人/個人）】

○ 利用料金

有料 ※1

○ 利用可能なサービス

- ・ イベント等の各種企画への参加（但し、正会員限定企画を除く）
- ・ コミュニケーションスペースを使用する利用者企画イベントの開催
- ・ コワーキングスペース等の利用

【メンター会員・パートナー会員】

○ 利用料金

無料

○ 利用可能なサービス

- ・ イベント等の各種企画への参加
- ・ コミュニケーションスペースを使用する利用者企画イベントの開催
- ・ コワーキングスペース等の利用
- ・ 会議室の利用

※1 利用料金については、施設開設後当面の間、無料となります。利用料金が決定後、速やかにお知らせします。

附則

2023年8月6日 制定・施行

2023年10月27日 改定